

吉備国際大学
社会福祉学部研究紀要
第13号, 43 - 54, 2008

アジア・太平洋戦争開戦に至る日タイ関係

林 玉美

The relationship of Japan and Thailand on the outbreak of the War in Asia and the Pacific

Tamami HAYASHI

Abstract

Japan and Thailand established diplomatic relations in 1887. At that time, Japan was on its way to becoming a modern nation by implementing a wide range of measures modeled on European and American examples. These efforts at modernization greatly enhanced Japan's power internationally but led Japan to occasional conflicts with such Western powers as U.S., Britain, France, Holland and Russia, which had interests in Asia.

On the other hand, Thailand, all the neighboring countries of which had been under control of the Western powers by that time, sought to build up the nation's power to preserve its independence, but yet ceded to Britain and France some parts of the territory along its border. Japan's victory in the Sino-Japanese and the Russo-Japanese wars greatly inspired the newly established military regime of Thailand to rely on Japan as the Asian military power with the aim of recovering the lost territory.

In Japan, in the years following World War I, the military gained increasing control over both domestic and international policies. The Japanese army embarked on its invasion of northeastern China in 1931 and set up a puppet state there. This incident led Japan to withdraw the League of Nations in 1933 and go into a war with China in 1937.

Thailand, having kept its neutrality, recovered some lost territory along the Mekong River after a serious border conflict against France through Japan's mediation in 1941. This success encouraged Thailand to enter into an alliance with Japan on the outbreak of the war against U.S., Britain and other allied countries in 1941.

This paper follows the process in which Japan and Thailand gradually formed a close relationship in order to survive an intense race for the world powers to expand their foreign interests in Asia, seeking into the background of the imperialistic period by use of diplomatic documents, private notes and journals and others made public after Showa era ended.

序章 論文の目的

今年、1887年9月26日、「日タイ修好通商に関する宣言」により、日本とタイが正式に国交を結んでから120周年となることから、日本の各地で、両国の友好の歴史を祝うさまざまな記念行事が行われている。しかし、文献によると、日本とタイの交流の歴史は600年に及び、山田長政がタイ（当時、シャム、本論では表記をタイに統一）に渡り、アユターヤ王朝の宮内長官の地位に上った1600年代前半には、5000人も日本人がタイ国内に居住し、日本人町が形成されていた。

タイは、その地理的条件により早くから多様な民族が移住していたが、歴代の王朝は、このような外国人に居住区を与え、その功績に応じて官吏として取り立てたり、タイ人との婚姻を促進したりと、柔軟な同化政策を採ってきた。また、強力な外国勢力に対しては、自国の独立を確保するために、譲歩と協調による宥和政策を採ってきた。

日本とタイは、国交を結んで以来、独立国として、政治、経済、文化と多方面で相互交流を深めてきた。国内外の外国勢力の対応に苦慮し、独立の確保が危機に瀕していたタイは、近代化を達成して日清・日露戦争に勝利し、欧米列強と対等の権利を獲得した日本をアジアにおける近代化のモデルとして、対日交流を促進した。そして、日本が、アジア・太平洋戦争へと傾斜していった時期、タイは、親日的政策を採って、軍事的にも日本との相互依存を深めていった。

本論では、日本が、国際法を侵してまでもタイに軍事進駐し、さらに、両国が戦争遂行のための同盟関係を結ぶに至る経緯を、戦後50年を経て、次々と公表された当時の関係資料を分析して追及することにより、日本とタイの友好関係の一層の理解を促したい。

第1章 日本における「南進論」の形成

欧米列強の帝国主義的膨張が本格化した19世紀

末、日本では、欧米列強のアジア分割を阻止するには、アジア諸国と同盟して、その独立を支援しようという「アジア連帯論」とさらに「脱亜入欧」により帝国主義列強に加わり、アジアにおける権益を拡張しようという「アジア覇権論」とが渾然と唱えられていた。しかし、両論とも、その主張は対欧米政策論の構成要件としてのアジア政策論という性格をもち、欧米列強の圧力に対抗しながら、日本の独立と発展を確保するためには、アジア民族の欧米からの独立が不可欠であるという「アジア主義」的発想に基づいていた。こうして、日本は、近隣の中国や朝鮮に対して、欧米列強と同質の力の原理に基づく政策を採用して、帝国主義勢力に加わっていった。

日本の東南アジアに対する関心は、中国や朝鮮ほどではなかったが、19世紀末、長崎県平戸出身の稲垣満次郎と菅沼貞風は、その著作の中で「アジア主義」的論調の「南進論」を展開した。菅沼は、1888年、「変小為大転敗為勝、新日本図南の夢」を著し、東南アジアへの移民を奨励し、そのための出稼ぎ会社の早期設立を訴えた。また、タイは、東南アジアの中で欧米列強に「取られていない」唯一の国であるが、「シャムは固より東洋の独立国、而して吾人が敵にあらず」として、日本はタイ国の近代化と富国強兵を支援すべきであると主張した。一方、1897年に初代駐在タイ公使となり、「日タイ修好通商航海条約」の締結に貢献した稲垣は、1891年に出版した「東方策」の中で、欧米列強のアジア進出から日本を守るためには、日本は中立を保持するとともに、太平洋の航海権を握るべきであると主張した。さらに、日本が「東方に覇を称して、權威を宇内に示さん」と願うのであれば、軍事力ではなく、通商と外交による対外政策を採るべきであると主張した。

1891年に設立された「東方協会」の幹事長となった稲垣は、1898年9月の講演で、「我が国は、シャム国に対し、どこまでもシャム国をして、東洋において完全なる独立国と致して、その内政の改良、そ

の他のことについても益々進歩せしめ、アジア南部の一独立国の基礎を確立せしめ、東洋均整上の一元素となるように」タイを支援する意志があることを表明した。このように、両者の論調には、アジアのリーダーとしての覇権と連帯の意識が混在しており、約250年の鎖国から目覚めた日本が、緊迫する国際情勢下、その関心を国内統一から海外発展へと急速に転換していく時期の膨張意識を反映している。

このような「南進論」が現実の政策論として採用されるようになったのは、日本が「満州国」を建国して、国際的に孤立した1935年頃であった。第1次世界大戦後、政治的、経済的、軍事的膨張を目的として、海軍は南洋諸島や東南アジアへ「南進」を、陸軍は中国大陸へ「北進」を推進していった。このような陸海軍の二方向への対外発展政策は、1907年に、陸海軍両統帥部長が極秘で明治天皇の認可を受けた「帝国国防方針」における、「海軍はアメリカを、陸軍はロシアを仮想敵国にする」という陸海軍の兵備や訓練の目標設定に端を発していた。こうして、軍部は、政策決定で独走を開始し、1932年には、「軍国一致内閣」を樹立した。1936年、広田弘毅内閣の首相・外相・陸相・海相・蔵相から成る「五相会議」は、「国策の基準」を改訂して、「根本国策は外交国防相俟って、東亜大陸における帝国の地歩を確保すると共に、南方海岸に進出発展することに在り」として、初めて「南進」を閣議決定した。

第2章 帝国主義時代の日タイ接近

タイは、19世紀に入り、専制君主制度の下で、強硬な対外政策を採って、欧米列強のアジア進出に対抗していた。1854年、日本はアメリカと片務的な「日米和親条約」に調印したが、その翌年、タイもまた、イギリスと「英タイ修好通商条約」を締結して開国した。しかし、これも、イギリスの領事裁判権や低率関税などを容認する不平等条約であり、「最恵国

待遇」を獲得したイギリスは、タイ政府内に多くのイギリス人顧問を送り込んで、内部から行政を操ることにより、タイの主要産業の利権を独占した。1907年に、タイ政府が雇用していた外国人顧問は、イギリス人が126人であったのに対し、日本人は9人であった。一方、タイも多くの王族の子弟をイギリスに留学させて、西洋文明の吸収に努めた。この結果、イギリスの王族に対する影響力が増大し、イギリスは王室の後援によって、タイに対して政治、経済だけでなく、文化への影響力を強化していった。

タイは、イギリスを皮切りに、欧米14カ国と相次いで不平等な通商条約を締結した。そして、1887年には、日本と「日タイ修好通商に関する宣言」を交わして、国交を再開し、1898年には、「日タイ修好通商航海条約」を締結した。この条約は、諸権利の相互主義を原則としているが、タイが近代的な法制度を整備するまで、日本の領事裁判権を留保するという不平等な条項を含んでいた。

一方、タイの近隣諸国は、19世紀末までに、ビルマ（現在、ミャンマー）とマレー半島南部がイギリス領に、ベトナム、ラオス、カンボジアがフランス領にと、相次いで欧米列強の植民地になっていた。このような帝国主義勢力に包囲されながらも、タイは辛うじて独立を維持していたが、1887年、タイの支配下にあったラオス北部を、1893年に中部を、1904年には南部をも相次いでフランスに割譲した。さらには、不平等条約を一部改正する代償として、1907年、カンボジア西部の3州をフランスに、1909年、マレー半島北部の4州をイギリスに割譲した。独立の危機が迫る中、タイは、1895年の日清戦争と1905年の日露戦争の勝利により、欧米列強と対等の権利を獲得して、アジアにおける主導権を獲得しつつあった日本を、アジアにおける近代化のモデルとして、対日交流を推進していった。

1914年、ヨーロッパで、第1次世界大戦が勃発すると、日本は直ちに参戦したが、タイは中立を宣言

した。しかし、1917年、タイは不平等条約の改正を条件に参戦し、日本とタイは戦勝国となったことから、日本は敗戦国となったドイツの東南アジアにおける権益を獲得し、タイは各国と調印した不平等条約の改正をほぼ実現した。さらに、両国は1920年に発足した国際連盟の加盟国にもなった。

1924年3月、「日タイ通商航海条約」が改正されると、日本企業のタイ進出が本格化し、1928年1月には、日本とバンコクの間定期航路が就航した。12月には、「シャム協会」(現在、日タイ協会)が発足し、「相互の親交を図り、文化の融合に寄与し、産業の発展に努力し、以って両国の福祉を増進する」として、経済だけでなく、文化における日タイ関係の緊密化を促進することとなった。

第1次世界大戦の被害によるヨーロッパの荒廃と1929年に始まった世界恐慌により、東南アジアの輸入市場におけるイギリスやフランス製品の優位が崩れだしたとき、日本は、円為替レートの低落により、品質の向上した大量生産による安価な製品を輸出できるようになり、コストの高い欧米製品をしのぐようになった。そして、1930年代には、東南アジアは、日本にとって原料となる天然資源の供給地としてだけでなく、工業製品の輸出市場として、大きな経済的利益をもたらす地域となり、日本政府は財閥企業と一体となって貿易を促進した。

日本は、タイから、米、綿花、麻などの農産物や錫などの天然資源を輸入していた。しかし1933年から外国米を輸入許可制にしたことから、タイからの対日輸出の90%を占めていたタイ米輸入が実質的に禁止され、日タイ間の貿易不均衡が増大した。このため、1937年、「南太平洋物産」を設立して、戦略物資の原料となる天然資源を開発する事業への投資を開始した。一方、タイは、日本から多くの武器を購入して軍隊の拡充を図っていたが、この頃には、潜水艦や砲艦を購入するに至り、日本とタイの通商は次第に軍事を目的とするものに変化して

いった。

第3章 満州事変後の日タイ関係

1932年3月、日本軍が中国東北部を武力占領して、「満州国」の建設を宣言した結果、日本は中国との「15年戦争」に突入し、ファシズムへと傾斜していった。一方、タイは、専制君主制度の下で国家体制の近代化を推進してきたが、この改革によって成長した、平民出身のルアン・ピブンソクラーム(以後、ピブン)陸軍中佐ら、人民党の青年が、1932年6月、主権在民と憲法制定を求めて、「立憲革命」を蜂起し、成功させた。

日本は、各国に先駆けて、革命新政権に対する「同情」を表明し、タイ民族の親日意識の高揚を図った。革命政権の初代首相となったのは、王族との関係の深い、保守派のプラヤ・マノーパコーンであったが、マノーパコーン内閣は次第に旧勢力に迎合して反動的な政策を採るようになったため、1933年6月19日、ピブン陸軍中佐らは、クーデターを起こしたが、その直前、矢田部保吉駐タイ公使に密かに接見して、日本からの武器供与を要請した。矢田部公使はこれに対して慎重な態度を示し、「将来、極力貴国を助くべきも、例えば、日本に庇を貸して、母屋を取られるが如き事無きを望む」と釘を刺してから、新政権支持と経済援助を約束した。この結果、革命政権における日本の影響力は増大し、相対的にイギリスの勢力は後退した。

新政権が樹立した頃、日本では、日本仏教青年会の主催で、釈尊生誕2800年祭を記念するため、「汎太平洋仏教大会」を開催する計画が進行していた。日本政府は、これへの出席を表面上の理由として、新政権の重要な地位にある青年官吏の中から、将来有望な10名を選抜して、日本に招待し、満州、朝鮮を含む各地を見学させた。このような「文化宣伝工作」の結果、日本とタイの親密化が進展し、その後、タイ政府の鉄道局は、日本から機関車18両、貨車

300両等、多量の鉄道機材を購入した。さらに、日本政府はタイの海軍士官候補生を日本に留学させることにより、タイ国海軍への影響力を強化し、海軍の艦船をすべて日本で建造させることに成功した。

日本は、1932年9月、中国の抗議と国際世論を無視して、「日満議定書」を締結して、「満州国」を承認した。翌年2月24日、国際連盟臨時総会は、イギリスのリットン調査団の報告書に基づき、満州事変を日本の侵略行為として、満州における中国の主権を認めながらも、日本の特殊権益も認めるという妥協的な対日勧告案を42票対1票で可決した。このとき、タイは棄権票を投じて態度を保留したが、議決後、日本代表の松岡洋右全権大使はタイ代表に近寄り、「もしタイがヨーロッパ人の支配を除くために友を必要とするならば、日本はそのために戦う用意がある」と言って、握手を求めたと伝えられている。

しかしながら、タイが棄権票を投じたのは、必ずしも日本の立場を配慮したからではなかった。総会に先立ち、タイのプラヤ・シーヴィサーンワーチャ外相は、日本の立場を説く矢田部公使に対し、「シャム国は東洋の一国なれば、日支何れにも味方し得ず、又敵ともし得ず、以って、同国代表は満州事変の票決には棄権すべし」と述べた。当時、タイは、革命後の内乱期を迎え、反動勢力の排除に苦慮していた。そして、大量に流入してタイの経済を支配していた華僑は、タイの国家予算の8分の1に相当する2500万バーツを毎年中国本土に送金していた。また、華僑の日貨排斥運動は、日本政府の要請によって、タイ政府が嚴重に取り締まったために鎮静化していたが、華僑は本国の排日運動に呼応して、タイ国内で民族運動を展開していた。このような膨張する華僑勢力との民族摩擦に苦慮していたタイは、中国の立場に同情できず、棄権することにより、中立を表明したのであった。

一方、日本では、各新聞ともタイの態度を親日的なものとして報道したことから、タイをアジアにお

ける唯一の友好国として認識するようになった。その後、日本の外務省は、矢田部公使の提案により、タイから留学生を受け入れる公的機関として、現在も存続する「国際学友会」を設立し、タイの「開発の模範を日本に執る」こと、その具体的措置として、「県知事及びシャム官立大学学生をして、日本を視察させる」方針を採択した。

1937年7月7日、日本軍は北京郊外で中国軍と衝突し、日本は遂に全面的な「日中戦争」に突入した。そして、同年12月から翌年2月にかけて、日本軍が南京を占領して、中国人を大虐殺したことから、華僑の民族意識は高揚し、蒋介石を主席とする国民政府は華僑から募金して抗日運動を組織化した。タイでは、日貨排斥運動が再熱し、テロ事件も相次ぎ、日本企業は深刻な打撃を受けた。タイ政府は、テロ作業者5000人を逮捕し、その内4000人を国外追放にした。また、扇動的な印刷物を発禁にして、嚴重に排日運動を取り締まった。さらに、1938年12月に樹立したピブン中将を首相とする新政権は、「ラッタ・ニヨム」(国家信条)と称する多くの布告を発令し、タイ人自身による経済復興を目的として、外国人の入国や職業を制限するとともに、華僑学校の閉鎖やタイ語教育の義務化等、華僑の同化政策を推進した。この結果、抗日運動も鎮静化し、日本企業が華僑の商業的権益基盤に食い込む余地もできた。ピブン首相の政策は、ナショナリズム運動であったにもかかわらず、タイ在住の日本人はこれを親日的なものとして解釈して歓迎した。

これより前年、タイは、日本を始め、欧米15カ国との完全な相互主義に基づく通商条約を締結していたが、日本と調印した「友好通商航海条約」の最終議定書において、「日本の満州国」に対する特殊権益を認めた。これは、タイが、国際連盟総会で棄権票を投じた行為よりも一歩踏み込んで、より積極的に日本と協調する態度を表明したことになり、この頃から、日本とタイの外交関係は一層協調的なもの

となっていた。

新政権が発足したとき、ピブン首相は、内務相と国防相だけでなく、タイ国軍最高司令官を兼任して、国内の最高権力者となったが、その指針が日本のタイ政策と一致したことから、ピブン政権は次第に親日的になっていった。ピブン首相は、1936年まで8年余りの任期を務めた矢田部公使に対し、「シャム国としては、ベトナム東南部とマレーにおいて、英仏両国に奪取されたる地域は是非とも回復致したきところ。これについては、日本の助力を得たい。自分は日本軍と肩を並べて戦う時代の来ることを信ず。」と常に語っていたという。これは、「失地回復」というタイ政府の長年の国家目標を実現するために、日本と軍事協力を結ぶ意志があることを示唆しており、これにより、日本は次第に軍事的目的を中心としてタイに接近していった。

1939年12月、日本政府は近い将来における対英開戦において、タイが戦略上の重要な拠点をおさめることから、タイとの不可侵条約の締結を避けて、両国の協力関係を一層緊密にするための「一定の政治的理解に達する様、タイ国を誘導する」という方針を決定した。特に、軍部は、タイに派遣した大使館武官を通して、タイ国内の動向を把握しており、イギリスに先んじてタイと軍事的同盟を結ぶことを主張した。

第4章 太平洋戦争に至る日タイ関係

1939年12月、ドイツ軍がポーランドに侵攻して、ヨーロッパで第2次世界大戦が勃発すると、タイは直ちに厳正中立を宣言した。ドイツ軍による侵略の脅威にさらされたフランスは、日本の南進を阻止し、東南アジアにおける自国の権益を保持するために、仏領インドシナと国境を接するタイに不可侵条約の締結を提案した。タイはこれを受諾するとともに、同年10月、同じく国境を接する英領のビルマやマレーに軍隊を駐留させていたイギリスと仏領インド

シナに迫っていた日本にも同様の条約の締結を要請した。これに対し、日本は、当初消極的であったが、1940年6月、「相互に他方の領土を尊重する」という条項を盛り込んだ「日タイ友好親善条約」を東京で調印した。ところが、この2日後、ドイツ軍は突然パリに侵攻したため、フランス政府はフランス中部のヴィシーに遷都してドイツに降伏した。

ピブン政権は、フランスの弱体化をみて、調印した「相互不可侵条約」を批准せず、この際、1887年、1893年、1904年、1907年の各年に割譲したメコン河流域の「失地」の回復を要求することを決意し、9月10日、ヴィシー亡命政権に条約の批准を交換条件に、全領土の返還を要求した。フランスがこれを拒否すると、11月末、タイ軍は越境して仏領ラオスに侵入し、「失地回復」運動は国境紛争に発展した。当初、タイ軍は優勢に戦っていたが、翌年1月、新鋭旗船と砲艦2隻を失ったことから、ピブン首相は戦況を憂い、密かに日本に居中調停を依頼してきた。

フランスがイギリスに居中調停を依頼したという情報を入手した日本政府は、「東亜の指導者」としての自負から、「速やかに仏国との間に交渉を進む」ことを決定した。1941年1月19日に始まった交渉において、フランスは軍事力を背景とした日本の強硬な態度に抵抗できず、31日に停戦協定を受諾した。この結果、タイは日本の調停によりフランスと領土返還の交渉に入ったが、両国とも敗戦を自覚していないため譲らず、3月12日になってようやく、フランスは1904年と1907年に獲得したメコン河右岸流域を非武装地帯にすることを条件に返還に同意した。一部ではあるが、短期間の戦闘で失地を回復したタイは、調停国の日本に感謝の意を表すため、日本とタイ両国の国旗を国中で掲揚した。一方、日本は、これにより、自国の「権威を高める」とともに、「大東亜共栄圏確立のために重要な一石を投じた」と確信して、以後、欧米列強に対し、開戦を辞さない強硬な態度でアジアにおける覇権を主張していった。

一方、アメリカは、以前より、東南アジアにおける、自国の植民地であるフィリピンだけでなく、イギリス、フランス、オランダの植民地を保守しなければならないと考えていたので、日本の南進には無関心でいらなかった。よって、抗日運動を続けていた中国の蒋介石政権を支援するため、仏領インドシナや英領ビルマを経由して、戦略物資を蒋介石政権の本拠地である重慶に輸送していた。さらに、1940年7月には、戦略物資の対日輸出を許可制とし、工作機械の対日輸出を禁止した。8月には、アメリカとイギリスは、領土不拡大、民族自決など、8カ条から成る「太平洋憲章」を共同宣言して、「民衆主義陣営はファシズム勢力と戦う」という決意を表明した。

そして、9月、ついに日本軍が仏領インドシナ北部に進駐を開始したことから、アメリカの対日態度は一気に硬化した。さらに、同月、第2次近衛文麿内閣がアメリカやイギリスを仮想敵国とする「日独伊三国同盟」を結び、アメリカは製鉄原料の対日輸出を禁止し、対日経済封鎖を強化した。12月9日、3選を果たしたH・D・ローズベルト大統領は、「日独伊三国」と武力衝突を辞さない意志を表明して、対英援助を本格化し、反日政策を推進していった。

このような日米関係の悪化を修復するため、日本政府はローズベルト大統領と親交のあった元外相の野村吉三郎海軍大将をワシントンに派遣したが、両者の一致点を見出すことは困難であった。1941年4月には、アメリカとイギリスの一体不可分性が決定的となっており、対英蘭戦争は即対米戦争となった。

海軍は、6月5日に海軍省部で決裁を終えた「現情勢下において帝国海軍の執るべき態度」の中で、「タイ、仏印に対する軍事的進出は、1日も早くこれを決行すべき」であると結論した。その理由として、「タイの現状は、現政権のみは親日であるが、同国全体の趨勢はまだ英国の掌握下に在る部門が多い。ゆえに、先んじて英米を制しなければ、何時豹

変するかかわからない」と示唆している。また、外交方針としては、「タイ、仏印の反抗に際しては、直ちに武力発動の決意の下に、諸般の外交を処理する」と、一層具体的に軍事的進出の青写真を描き出している。このように、対南方施策決定の背後には、対米英戦争を極力回避するとともに、南部仏領インドシナだけでなく、タイへの軍事進駐を実行する方針がすでに提示されていた。6月16日の連絡懇談会では、翌週、ドイツがソ連を奇襲攻撃するという情報を入手した松岡洋右外相が、軍事的進出に反対した。その理由は、独ソ戦争が勃発すれば、アメリカとイギリスが参戦し、それは世界大戦へと拡大する。そのようなときに、4月13日に「日ソ中立条約」に調印したばかりの日本が進駐を強行することは、国際上の不信を招くことになる。さらに、その影響はタイや蘭領インドネシアにも及び、これらの地域からの資源供給を失うことになるというものであった。これに対して、東条英機陸相は、「本年中に決まりをつけなければ、大東亜共栄圏の看板をはずさなければならない」として、軍事進駐の準備を急ぐようにと主張し、会議は紛糾した。6月22日、ドイツは「独ソ不可侵条約」を破ってソ連に進撃し、日本は、最悪の場合は米ソ両国と戦争をしなければならなくなった。

23日、陸軍と海軍は、共同で作成した南進政策を促す文書を発表した。この中で、タイに日本の軍事的基地を先制確保する理由として、「英米の仏印及びタイに対する離日工作は逐次露見化」しており、さらに、「タイ国内の抗日華僑が親英要人を使嗾して、タイ国内内部を攪乱し、これを以って、ピブン政権の転覆を図る等、タイ国に対する離日工作が相当悪辣」になっていることを挙げている。そして、「このまま放置しておけば、タイ国におけるピブン政権の地位動揺も招来」しかねないため、日本は、武力を背景にピブン政権の安定強化を図り、同盟関係を築くことを促している。25日の大本营政府連絡

会議は、「南方施策促進に関する件」を採択し、仏領インドシナとタイにおける軍事進駐を達成するために軍隊派遣の準備に着手することを決定した。タイへの武力行使の可能性が、具体的軍事方針として決定したのはこれが最初であり、ここに至り、対タイ政策は対米英戦争を予期した戦争準備のための国家的軍事政策となった。

7月29日、日本軍は無力化していたフランスのヴィシー政権を説得して、「仏領インドシナの共同防衛に関する日仏間議定書及び軍事上の協力に関する交換公文」を締結して、共同防衛の名の下に南部仏領インドシナに進駐した。アメリカ政府は、これを日本軍が「南太平洋へ全面的な攻撃を行う前の最後の布告」として受け止め、日米交渉を継続する根拠が失われたとみなし、在米日本資産を凍結して、在米日本人の経済活動を封じ込め、さらには、対日石油輸出を禁止し、イギリス、オランダもこれに倣った。こうして、日本側が「A・B・C・D包囲陣」と呼ぶ、米・英・中・蘭4カ国による対日経済封鎖が完成した。この結果、石油を始めとする戦争実行に不可欠な資源の確保を絶たれた日本は窮地に追い込まれ、資源供給基地としての東南アジアの重要性は一層増大し、日本政府は、タイへ急速に接近していった。

タイは、その独立を維持し、戦争を回避するために、「厳正中立」を国是とすることを宣言し、8月8日には、「いかなる国もタイに対し、軍事的拠点を要求し、または、武力による圧迫を加えることはできない」という外交政策を公表した。これに対応して、日本の外務省は、「日本はタイを侵す意図は全然ない」ことを宣言したが、タイは、その北部が中国に隣接していたため、日中戦争の推進の重要な拠点であった。さらに、対米英戦争が始まったときには、その作戦が英領のマレーとビルマのどちらに指向されるにせよ、日本軍のタイ国領土通過は必須条件であった。

一方、タイ国内では、日本勢力と、後退したとはいえ依然堅固なイギリス勢力が対立する中で、アメリカ勢力が台頭しつつあり、さらには、民族意識の高揚による国粋的動きが起こっていた。混沌とした国内情勢の対応に苦慮していたピブン政権は、10月、バンコクを「無防備都市」として宣言するとともに、「非常時下タイ人に兵役義務付与に関する法律」を公布して、外敵がタイ国領土に侵入して、その独立主権を侵した際には、全国民は直ちにこれに抵抗することを義務化した。このような戦禍を免れるためのさまざまな努力にもかかわらず、ピブン政権の政策は必ずしも一貫しておらず、タイが中立を貫くことは次第に現実に即さないものとなっていった。

日本では、8月13日の連絡会議で、「タイに関する対英交渉要領」を採択し、イギリスとの交渉において、両国はタイの中立を尊重し、武力進出しないことを提案する旨を決定した。9月6日には、御前会議で、「帝国国策遂行要領」を採択し、日本は、「自存自衛を全うするため、対米（英・蘭）戦争を辞せざる決意の下に、概ね10月下旬を目途として、戦争準備を完備」することを決定した。18日、東条内閣が誕生すると、東条首相は、陸相と内相を兼任して、主要な政府機関を掌握した。雄弁な東条首相が政策決定の実権を握ったことから、天皇も急速に陸軍の開戦論に傾いていった。

11月1日、大本営政府連絡会議は、「帝国国策遂行要領」を採択し、開戦の時期を12月上旬と決定した。さらに、その「直前にタイとの間に軍事的緊密関係を樹立する」こと、「対米交渉が、12月1日午前零時までに成功すれば、武力発動を中止する」こと等を決定した。翌日の上奏では、「戦力を奇襲的に使用」する作戦が発表されたが、この奇襲作戦の成功のためには、タイ国領土の通過は不可欠であるが、英米側に作戦の意図を感付かせないために、タイとの軍事協定交渉は直前に行われる必要があった。この上奏の際、天皇は、戦争の「大義名分をい

かに考えているか」と質問し、東条首相は、「目下研究中」と答えている。3日の上奏の際にも、天皇は、「タイに対する外交交渉は、大義名分から言えば早くするを可とし、また、軍の奇襲からは遅い方が良くと思うがどうか」と、外交上の信義と軍事作戦の成功の間で、決意しかねている心情を吐露している。この問題は、5日の御前会議でも取り上げられ、原嘉道枢府議長は、このような直前交渉は、タイに軍事協力を強要することになり、日タイ関係に悪影響を及ぼしかねないと懸念を示した。これに対し、東条首相は、「軍事的緊密関係をつくるべく、ピブンに工作している」が、「直前に言って聞かなければ、力を加えていくより仕方がない」と、タイの承認が得られない場合でも、予定通りタイ国領土へ進駐を開始することを示唆した。23日の大本営政府連絡会議は「対タイ措置要領」を採択して、外交交渉を開始する日時は、開戦の前日の午後6時以降と確定した。日本政府はこの要綱に基づく対タイ交渉案を作成して、坪上貞二駐タイ大使と南方軍総司令官寺内寿一大将にこれを送り、交渉開始に備えた。

第5章 アジア・太平洋戦争勃発

12月1日午前零時、対米交渉は遂に決裂した。同日午後、御前会議は、「帝国は英米に対し開戦する」決定を下し、翌日、開戦日は8日と決定した。これにより、対タイ交渉は一気に緊迫化し、ピブン首相との軍事折衝が本格的に始まった。2日、坪上大使は、ピブン首相に会見し、日本との軍事協定を要請したが、ピブン首相はこれを断り、会見後、閣僚や参謀を召集して、日本と戦うことを宣言した。ところが、翌3日、大使館武官の田村浩少将が、ピブン首相と会見して、日本との軍事協定を改めて要請したところ、ピブン首相は日本軍の南部タイ領土への上陸は認めるが、一部の閣僚の反対があるので、中東部タイ領土への進駐は当分猶予してほしいと返事した。翌日、田村少将は、この返事を携えて、第15

軍（タイ・ビルマ方面担当）司令部に出向き、飽くまでもタイ国の政情安定下で平和的に進駐すべきであると進言した。

翌5日、南方軍総司令部は、田村少将の意見を中心に、日本軍の進駐方法について協議した。田村少将は、開戦より48時間の猶予を与えて、その決定を待った後、日本軍をタイ領土に進駐させるべきであると主張したが、結局、南部へは開戦直後に、中東部へは8日正午に進駐を開始することを概定した。この決定に当たり、大本営は、「極力平和裡に措置し、その見通しあれば、時期を若干延長するも可なり」と打電して、対タイ折衝の継続を指示した。

日本時間の7日午後6時、坪上大使は、翌日に日本が開戦することを伝え、日本軍がタイ国領土を通過する承認を得るため、ピブン首相に会見を求めた。ところが、ピブン首相は前日から所在不明になっていた。開戦を目前に、予期せぬ事態に直面した坪上大使は当惑し、やむを得ず、ディレーク・チャイヤナム外相やプリディ・パノムヨン蔵相と折衝した。その際、日本側は、協定案として、日タイ両国は共同防衛協定を結び、タイは日本軍の領土通過を認める、タイは「日独伊三国同盟」に加入し、日本軍の領土通過を認め、日本はタイの主権と独立及び名誉を尊重し、その失地回復に協力する、タイは日本軍の領土通過を認めるという三項目を提示した。しかしながら、決定権を持っていない閣僚との交渉は埒が開かず、この間に、日本軍はタイの承認を得られないまま、予定通りに軍事行動を開始した。

開戦における日本軍の奇襲作戦というのは、ハワイ諸島のパールハーバーと英領マレーを同時に攻撃するという戦略であった。ところが、直前になって、海軍が夜間のパールハーバー奇襲を断念して、午前3時30分（ハワイ時間の午前7時30分）に変更したため、英領マレー奇襲は1時間30分先行することになった。戦略上、英領マレーのコタバル上陸は、夕

イのシンゴラ上陸と前後して開始されなければならず、奇襲作戦を成功させるために、国際法違反を覚悟の上で、日本軍は中立を宣言していた独立国タイの領土に侵入した。

日本時間の12月8日午前2時、第25軍（マレー方面担当）の第18師団は、英領マレーのコタバルに上陸し、対米英戦争の火蓋が切って落とされた。午前4時には、第5師団の先遣隊が、タイ南部のシンゴラとバタニーに上陸し、タイ軍と交戦した後、英領マレーとの国境を通過して、一路、シンガポールを目指して南下した。一方、仏領インドシナのサイゴンに駐留していた第15軍は、ピブン首相の不在から、タイが武力抵抗する可能性が高いと判断し、仏領インドシナ西部で待機していた近衛師団に、午前6時50分、前進命令を下した。ところが、この命令は午前8時頃まで先遣隊に伝わらず、午前9時を過ぎてようやく、近衛部隊は次々とタイ中部の国境を通過し、一路、バンコクを目指した。

タイ時間の午前6時40分（日本時間の8時40分）ようやくバンコクの首相官邸に戻ってきたピブン首相は、直ちに閣議を召集して、日本軍の提示した三案を協議した。その結果、タイは厳正中立を宣言しており、戦禍を免れるために、この国是を護持する態度を列強に表明すべきであるとして、日本軍の領土通過だけを承認することになった。ピブン首相は、待機していた坪上大使にこの決定を伝え、午前7時30分には、ラジオ放送を通じて、日本軍と交戦中のタイ軍に停戦命令を下した。午前11時30分、坪上大使とディレック外相は、「日本国軍隊によるタイ国領域の通過に関する日本国タイ国間協定」に調印した。これにより、タイは、「日本国軍隊によるタイ国領域の通過を許可」し、そのために「必要な一切の便宜を供与」する条件として、日本に「タイ国の独立、主権及び名誉を尊重」することを約束させた。こうして、若干の局地的紛争は起こったが、日本軍の平和的進駐は一応達成され、翌9日には、第

15軍司令部がバンコクに到着した。

ピブン首相は、当初タイの厳正中立を護持するために、日本軍の通過を承認したのであったが、これ以後、急速に対日協力の姿勢を打ち出して行った。9日、第15軍司令官の飯田祥二郎中将と会見したピブン首相は、密かに全面的な相互協力を約束した。さらに、10日、マレー沖海戦で日本海軍がイギリス海軍の誇る不沈艦隊を撃沈すると、タイの要人の中からも、日本と共同戦線を張り、念願の「失地回復」を達成すべきであるという意見が台頭してきた。1941年5月に、日本の居中調停により、仏領インドシナの「失地回復」は実現していたが、英領のビルマやマレーの「失地回復」は、具体的な解決策がなく、その実現は困難であった。これを「日本軍に協力することによって、報酬として獲得」しようというのであった。ピブン首相は、坪上大使に「タイ国は対米英戦布告を決意した」ことを告げ、日本との攻守同盟条約の締結に同意した。これにより、両国の代表者は同盟条約案を作成するための交渉に入り、12月21日、ピブン首相と坪上大使の間で、「日タイ攻守同盟条約」が調印された。

この同盟条約の調印により、タイは、独立国として、日本の陣営に加わり、「大東亜新秩序」建設の一翼を担うこととなった。さらに、この条約に付属した秘密了解事項により、「日本政府はタイ国の失地回復の要求の実現に協力」することとなった。タイ国軍最高司令官でもあったピブン首相は、日本軍との共同戦線に立つことを決意し、ビルマ進攻のため、北タイ方面軍を編成した。さらに、日本側が親米英派として警戒していたパノムヨン蔵相とチャヤナム外相を解任して、外相も兼任したピブン首相は、蔵相代理に親日派のワニット・パーナノン外国貿易局長を抜擢して、ピブン親日政権の体制を整えた。

日本軍は、タイに進駐して以来、ピブン政権に次々と要請を提示し、その数は翌年の4月2日までの

4ヶ月間に134件を越えた。タイ国軍最高司令部は、これらの要請を処理する窓口機関として、「日タイ政府連絡所」を設置し、タイの各省庁に取り次いだ。この連絡所の下には、さまざまな小委員会や日本軍との協議機関も設置された。

1942年1月3日には、「日タイ共同作戦に関する協定」が調印され、「日タイ両国軍は共同して、タイ国外に侵攻して作戦する」ことが決定した。そして、このために、タイは、日本軍が使用する軍事関係機関の施設の建設や軍用資材、食糧、労力、宿舎等の供給を援助することを約束した。さらに、14日には、「日タイ共同作戦に関する細部協定」が調印された。この間、8日には、バンコクが連合軍による初の空襲を受け、それが地方都市にも広がったため、1月25日、タイは遂にアメリカ、イギリスに対し宣戦布告するに至った。こうして、タイは軍事だけでなく、政治、経済において、日本に同調し、日本の「大東亜共栄圏」の一員として、国力の充実によって、「汎タイ民族圏」を確立することを決意したのであった。

終章 戦後

日本の敗戦が確定になった1944年7月18日、日本で東条内閣が、24日には、タイでピブン内閣が総辞職して、情勢は戦争終結へと大きく転回していった。

日本の敗戦に伴い、「日タイ攻守同盟条約」は破棄され、ピブン首相は連合軍によって戦争犯罪人として、逮捕された。タイの新政府は、日本との同盟条約を「日本の軍事力を背景に無理やり調印させられた」ものとして、その違法性を連合国に訴え、戦時中に獲得した仏領インドシナや英領マレーの「失地」を返還した。その結果、アメリカはタイを敗戦国として処理せず、国際連合憲章における「敵国条項」にその名を連ねることもしなかったが、イギリスは150万ドルの賠償金と同額分の米の供給を課した。

戦後、ピブン首相は、息子に宛てた手紙の中で、日本との同盟は、「真意によって結ばれたのではなく、タイ国と人民が日本側との衝突で受ける損失を回避するため、やむを得なかった」と述べている。これは、日本の敗戦後に書かれたのであり、日本との同盟は、弱国タイが採るべきやむを得ない現実的対処であり、「失地回復」を目的としたものではなかったと主張することにより、戦争責任の追及を緩和したいという気持ちが働いていたと解釈できる。しかし、日本軍のタイ領土通過を承認するまでの数日間のピブン首相の言動を見ると、日本との同盟は、列強の権益争いの狭間で中立を護持していたタイが、日本の開戦によって、列強の一方の陣営に入ること余儀なくされた代償として、念願の「失地回復」を実現しようと思決意したと考えることが妥当であろう。

一方、対米英開戦が避けられなくなった10月頃から、天皇は、宣戦の詔書をどのように書くべきかと考え始めていたが、12月8日正午、ラジオ放送を通じて、「帝国は、今や自存自衛のため、蹶然起こって一切の障害を破砕するの外なきなり」として、対米英戦は万策が尽きた果てのやむを得ない自衛戦争であると謳い、これを開戦の大義名分とした。当時、天皇の侍従を務めていた徳川義寛の証言によると、天皇は、明治・大正天皇の際の宣戦の詔書には記されていた、「国際法」あるいは「国際条規」を遵守するという文字が、今回の詔書には抜けていることを気にして、何度も東条首相に問いただしたという。しかし、東条首相は、「タイに軍隊が入りますので、書けません」と押し切ったという。

1946年5月3日に開廷した連合国による「東京裁判」において、日本は、「平和に対する罪」、「殺人に対する罪」、「通例の戦争犯罪と人道への罪」の3項目に分類された罪状によって裁かれたが、「タイ王国への侵略戦争」という訴因は結局、証拠不十分で不起訴となり、タイ国領土への進駐を国際法の下

で裁かれることはなかった。しかし、1951年9月8日、日本の主権回復を承認して調印された「サンフランシスコ講和条約」において、日本は、タイに「戦争を強制した」ことに対し、多額の賠償金の支払いを約束して、タイとの国交を回復した。しかし、その後、日本を訪問したタイの使節団は、日本の悲惨な状況に同情して、戦費として日本が借りた10億ド

ル(20億バーツ)を2500万ドルに引き下げた。

ピブン首相は、その後、1948年に政権に返り咲いたが、1957年9月の軍事クーデターによって、前後15年間に及ぶ長期政権の座を追われ、日本に亡命し、1964年、帰国の夢を果たすことなく、神奈川県相模原市で死去した。

参考資料

栄沢幸二著、『「大東亜共栄圏」の思想』 講談社

参謀本部編、『杉山メモ、上・下』 原書房

石井米雄、吉川利治著、『日・タイ交流600年史』 講談社

吉川利治著、『タイ国ピブーン政権と太平洋戦争』 東南アジア研究19巻4号

江口圭一、『十五年戦争小史』 青木書店

日本国際政治学会・太平洋戦争原因研究部編、『太平洋戦争への道、開戦外交史6、南方進出』 朝日新聞社

外務省外交資料、L.3.3.0.8 - 12 - 1 矢田部保吉、郡司喜一、宮崎申郎、『各国各土ノ本邦訪問関係雑件、内務参議ルアング・プラディット』

外務省外交資料、A.6.0.0.1 - 27 宮崎申郎、『諸外国内政関係雑纂、矢田部公使の対シヤム工作』

外務省外交資料、F.4.6.1 F / SI 1 - 2 『東京調停会議関係、泰仏印国境紛争調停会議調書』

櫛田正夫著、『大東亜戦争開始当初に於ける日本軍の泰国平和進駐事情』 防衛庁防衛研究所付属図書館所蔵

Nongluk Limsiri 『アジア・太平洋戦争期における日本の対タイ政策』 立命館大学国際関係研究科